

学長選考等に関する規程の改正について

1 改正の趣旨

前回学長選考以降に生じた組織改正を学長選考関係規程に反映させる。

2 改正が必要な規程

・奈良県立医科大学学長選考等に関する規程（平成 19 年 10 月 31 日制定）

（第 12 条の規定により、規程改正にあたっては事前に奈良県知事に協議を行う必要がある。）

→ 令和 7 年 8 月 15 日 奈良県知事承認済み

3 改正の内容

(1) 推薦資格者の変更

医師・患者関係学講座の廃止及び戦略的医療情報連携推進講座設置に伴い、推薦資格者の構成を変更する。

4 施行期日

令和 7 年 9 月 3 日